

長崎プラスチック4R宣言事業所登録実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内のプラスチック廃棄物の排出抑制及びリサイクルの取組を加速化するため、4R(Refuse(リフューズ):断る、Reduce(リデュース):減らす、Reuse(リユース):再使用する、Recycle(リサイクル):再生利用する)に取り組むことを宣言する事業所を「長崎プラスチック4R宣言事業所」(以下「宣言事業所」という。)として登録し、その活動を広く県民に周知することにより、プラスチック製品の削減等に向けた意識の啓発、取組の促進を図ることを目的とする。

(取組内容)

第2条 取組内容については、次のとおりとする。

- 1 登録要件に沿った県内の事業所を宣言事業所として登録する。
- 2 県内の宣言事業所に対し、宣言事業所である旨の啓発資材を配布する。
- 3 県のホームページに、宣言事業所一覧を掲載し、広く周知する。

(対象事業者)

第3条 対象事業者は、県内の企業、団体等とする。

(登録の要件)

第4条 登録する事業所は、次の要件のとおりとする。

- 1 実施要領において定められた取組を3つ以上実践する事業所であること。
- 2 代表者又は役員が暴力団員ではないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(宣言事業所の役割)

第5条 宣言事業所の役割は次のとおりとする。

- 1 宣言事業所は、登録した取組内容を積極的に実践し、プラスチック製品の削減に努めるものとする。
- 2 宣言事業所は、交付されたステッカー等の啓発資材を事業所の見やすい場所に掲示し、プラスチックごみの問題やこの取組について来訪者に対し周知に努めるものとする。
- 3 宣言事業所は、県が実施する取組に関する調査等に協力するものとする。

(登録の手続)

第6条 登録しようとする事業所は、実施要領等において定められた様式に必要事項を記入し、県あてに、申し込むものとする。

2 県は、申込の内容が登録の要件を満たしていると認めるときは宣言事業所として登録し、申請者に啓発資材を交付する。

(登録内容の変更)

第7条 宣言事業所は、登録した内容に変更が生じたときは、速やかに、当該変更を届け出るものとする。

(登録の中止等)

第8条 宣言事業所は、4の要件を満たさなくなったとき又は事業所を廃止するときは、速やかに、登録の中止等の旨を届け出るとともに、交付された啓発資材の掲示及び宣言事業所である旨の表示を取りやめるものとする。

(登録の抹消)

第9条 県は、宣言事業所が次のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

ア 宣言事業所から8による登録の中止等の届出があったとき

イ 宣言事業所が4の要件を満たさなくなったことが確認されたとき

ウ 自然災害等の場合を除き、登録された全ての連絡手段が不通となったとき

エ 信用を失墜する行為を行うなど、宣言事業所として適当でない判断したとき

2 宣言事業所としての登録を抹消された店舗は、速やかに、交付された啓発物の掲示及び宣言事業所である旨の表示を取りやめるものとする。

(庶務)

第10条 宣言事業所に関する事務は、資源循環推進課が行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に際し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。